

○上天草市病院企業職員特殊勤務手当支給要綱

制定 平成27年3月31日病院事業管理者決裁

改正 平成27年6月1日病院事業管理者決裁

上天草市病院企業職員特殊勤務手当支給要綱

(趣旨)

第1条 特殊勤務手当の支給については、上天草市病院企業職員特殊勤務手当規程（平成20年病院事業管理規程第1号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(分娩手当)

第2条 規程第8条第2項に規定する管理者が定める分娩手当の額は、1件につき3,500円とする。

(待機手当)

第3条 規程第9条第2項に規定する管理者が定める待機手当の額は、次のとおりとする。

(1) 午前8時30分から午後5時15分までの待機

ア 助産師 1回につき2,000円

イ その他の職員 1回につき1,000円

(2) 午後5時15分から翌日午前8時30分までの待機

ア 助産師 1回につき2,000円

イ その他の職員 1回につき1,000円

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。